

検察官を被告とする人事訴訟に参加した第三者で訴訟の結果により相続権を害される者の上訴期間

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 平成 28 年 2 月 26 日

【事 件 番 号】 平成 27 年（オ）第 1701 号、平成 27 年（受）第 2131 号

【事 件 名】 認知請求事件

【裁 判 結 果】 上告棄却、上告不受理

【参 照 法 令】 民事訴訟法 40 条・43 条・45 条・285 条・313 条、人事訴訟法 15 条

【掲 載 誌】 判タ 1422 号 66 頁

LEX/DB 文献番号 25542618

事実の概要

本件の事実関係は、本決定からは明らかでないが、掲載誌解説（判タ 1422 号 66 頁）によれば、以下のとおりである。

原告 X は、検察官 Y を被告として、自己が A の子である、との認知を求めて訴えを提起した。この認知を求める訴訟には、A の長女である B が、Y を補助するために参加していた。第一審及び原審は、原告の請求を認容した。

原判決に対しては、Y は上告等をしなかったが、B が上告兼上告受理の申立てをした。これらの申立ては、B に対する原判決正本の送達日（平成 27 年 7 月 21 日）を基準とした上訴期間満了日の前（同年 8 月 2 日）に行われたが、Y に対する原判決送達日を基準とした上訴期間満了日（同年 7 月 30 日）の後であった。

原審は、B の上告兼上告受理申立てを適法なものであるとして事件を最高裁に送付した。

決定の要旨

最高裁は、「上記当事者間の東京高等裁判所平成 27 年（ネ）第 1093 号認知請求事件について、同裁判所が平成 27 年 7 月 16 日に言い渡した判決に対し、上告兼申立補助参加人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。」と判示した上で（つまり、上告兼上告受理の申立てが上訴期間を徒過している、

との取扱いをしないで）、上告棄却兼上告不受理決定をした。

判例の解説**一 問題の所在**

認知の訴えにおいて被告となるべき者は父または母であるが、これらの者が死亡した後は、被告となるべき者がいなくなるため、検察官が公益の代表者として被告になる（人訴 42 条 1 項）。しかし、検察官については、事件に関する情報を収集することが実際には困難であり、十分に事案を把握した上で主張立証を行うことは期待できない。他方で、被告適格を有しないが、適切な主張立証を行うことが期待できる利害関係人が存在する場合もある。そこで、この利害関係人を当該人事訴訟に参加させることが必要であると認めるときは、裁判所は、被告検察官を補助させるため、決定で、その利害関係人を当該人事訴訟に参加させることができる（強制参加、人訴 15 条 1 項）。ここでの利害関係人、つまり参加を命じられる者は「訴訟の結果により相続権を害される第三者」に限定されている。その理由は、立法解説書によれば、このような者が典型的に訴訟の結果により大きな影響を受けると考えられているから、である¹⁾。なお、利害関係人の側から補助参加の申出（民訴 43 条）をすることによって、検察官を被告とする訴訟に参加することも可能である（人訴 15 条 3 項参照）。そして、この訴訟参加は、いわゆる共同訴

訟的補助参加である、と考えられている²⁾。共同訴訟的補助参加とは、判決効の拡張を受けるが、当事者適格を有しない第三者が補助参加する場合をいい、その第三者には、必要的共同訴訟人に準じた訴訟追行権限が付与される。その趣旨は、判決効の拡張を受けるにもかかわらず、訴訟においては従属的な地位だけが付与される補助参加人（民訴45条2項参照）を保護することにある。以上から、人訴法15条の共同訴訟的補助参加人には、補助参加に係る規定は適用されず（人訴15条3項）、必要的共同訴訟に係る規定（民訴40条）の一部が準用されている（人訴15条4項）。また、解釈論上、共同訴訟的補助参加人の上訴期間（民訴285条、313条、等）は、被参加人と独立してこれを計算する、と学説³⁾は説明する。

しかし、下記二で紹介するとおり、旧人事訴訟手続法（明治31年法律第13号）の適用下においては、最高裁判例によって、人訴法15条の利害関係人に相当する参加人であっても、その上訴期間は、被参加人の上訴期間に制限されていた。したがって、人訴法15条の参加人の上訴期間については、解釈が分かれるおそれが生じていた⁴⁾。本決定はこの問題に関係する。以下では、これに関して、旧人訴法下の（裁）判例、学説を確認した上で、本決定の検討を行う。

二 旧人訴法下の（裁）判例

一で示した問題について、リーディングケースとして紹介されるべき判例が、最判昭37・1・19（民集16巻1号106頁。以下、「最判昭和37年」）である。この事件における事実関係は、判例集からは明らかでないが、調査官解説⁵⁾によれば、認知請求事件において（原告：「Aの子である、との認知を求める」X、被告：検察官Y、補助参加人：家督相続人B）、原告勝訴の判決に対して、参加人Bが控訴を提起している。これについて、最判昭和37年は、「補助参加人は、独立して上訴の提起その他一切の訴訟行為をなしうが、補助参加の性質上、当該訴訟状態に照らし被参加人のなしないような行為はもはやできないものであるから、被参加人」「のために定められた控訴申立期間内に限つて控訴の申立をなしうるものと解するを相当とする」、と判示した。ここでの補助参加人が共同訴訟的補助参加人と考えられているのか

は明らかでない、との評価も見られる⁶⁾が、参加人に独自の控訴期間を認めない点について、これを通常の補助参加人としている、と考えるのが適当である⁷⁾。なぜなら、一方で、一で確認したとおり、共同訴訟的補助参加人の上訴期間は被参加人とは独立してこれを計算する、と解され、他方で、通説⁸⁾は、通常の補助参加人の上訴期間を被参加人の上訴期間内に限定しているからである。

その後、最判昭50・7・3（判時790号59頁。以下、「最判昭和50年」）は、その事実関係が判例集からは明らかでないが、掲載誌解説（判時790号59頁）によれば、認知請求事件（原告：「Aの子である、との認知を求める」X、被告：検察官Y、補助参加人：「Aの子である」B₁、B₂）において、参加人独自の控訴期間を否定している⁹⁾。

以上で確認した最高裁判例に対して、これらとは異なる見解を採る下級審裁判例が見られる。まず、東京高判昭49・7・29（高民集27巻3号297頁。最判昭和50年に係る控訴審判決、以下、「東京高判昭和49年」）は、いわゆる対世効（旧人訴32条1項、18条1項）を理由に、利害関係人として補助参加した者は共同訴訟的補助参加人である、との一般論を示した上で、参加人B₁、B₂にその独自の控訴期間を認めている。

その後、東京高判昭50・9・18（判タ335号243頁。以下、「東京高判昭和50年」）は、その事実関係が判例集からは明らかでないが、掲載誌解説（判タ335号243頁）によれば、認知請求事件（原告：「Aの子である、との認知を求める」X、被告：検察官Y、補助参加人：「Aの妻である」B）において、東京高判昭和49年を参照した上で、共同訴訟的補助参加人の地位を取得するには、「単に法律上の利害関係があるというだけではならず、訴訟の結果によってその権利を害されるものでなければならぬ」、と判示することで、Bの共同訴訟的補助参加人としての地位を認めずに¹⁰⁾、その独自の控訴期間を否定している¹¹⁾。しかし、仮にBの共同訴訟的補助参加人としての地位が肯定されたのであれば、東京高判昭和49年と同じく、その独自の控訴期間が認められることになった、と思われる¹²⁾。

三 旧人訴法下の学説

二で紹介した最高裁判例の結論は、学説によって批判されていた。まず、最判昭和 37 年については、以下の点が批判された。すなわち、①通常の補助参加人に独自の控訴期間を認めなかったこと、である¹³⁾。また、最判昭和 50 年については、これだけでなく、②共同訴訟的補助参加人としての地位が B に付与されなかったことにも、批判が向けられている¹⁴⁾。

四 本決定の検討

批判①(三参照)については、下記のとおり、本件参加人 B は共同訴訟的補助参加人である、と理解することから、本決定との関係では検討の対象とならない。

批判②(三参照)と関係するが、人訴法 15 条は、「訴訟の結果により相続権を害される」ことを、参加人に共同訴訟的補助参加人としての地位を認めるための要件としている。この点については、東京高判昭和 50 年の見解(二参照)が立法化されている(人訴 15 条 1 項参照)。そこで、本件で死後認知訴訟に参加した者は「相続権を害される者」であるのか、が専ら問題となる。「相続権」とは、民法学において、2 つの意味で用いられている。すなわち、「相続の開始した場合に相続財産を取得し得る地位」、「相続開始後における相続人の相続財産の承継者たる地位」である¹⁵⁾。そして、人訴法 15 条の「相続権」は後者の意味であり、本件において、死後認知が認められたときには、相続開始後における B の相続財産の承継者たる地位が害される(民 900 条 4 号参照)から、この要件は満たされている。したがって、本件 B の訴訟参加は共同訴訟的補助参加である。共同訴訟的補助参加人の上訴期間が被参加人の上訴期間とは独立していること、は判旨の中で言及されていないが、このことを前提としている本決定は、学説の理解(一参照)と一致しているため、批判が出ることはない、と思われる。

五 本決定の意義と今後の課題

本決定は、旧人訴法下の最高裁判例の理解(二参照)から離れて、人訴法 15 条に関する学説の理解(一参照)に従い本件 B を共同訴訟的補助参加人とした上で、その独自の上訴期間を肯定して

いる点に、意義がある。

本件と関係するが、人訴法 15 条の利害関係人(①(1) 検察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者)以外に、共同訴訟的補助参加人としての地位が付与されるのかどうか、これが肯定されるのであれば、いかなる範囲で肯定されるのか、は明らかでない¹⁶⁾。これらの問題は、①(2) 検察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者以外の者、②検察官を被告としない人事訴訟において¹⁷⁾、人訴法 15 条 1 項を参考に、(1) 訴訟の結果により相続権を害される第三者、(2) それ以外の第三者、に分けて検討するのがよい、と思われる。

以下では上記②(1)について、生存中の父を被告とする認知請求訴訟(人訴 42 条 1 項)であった場合を例にして、検討する(原告:「Y の子である、と主張する」X、被告:Y、補助参加人:「Y の子である」A)。確かに人訴法 15 条は、人事訴訟において被告となり得る検察官の十分な訴訟追行が期待できないこと、に由来する規定であるから、この例において被告となっている Y は、十分な訴訟追行が期待でき、A に共同訴訟的補助参加人としての地位を認める必要はない、とも考えられる。しかし、共同訴訟的補助参加の要件として、被参加人の充実した訴訟追行が期待できないこと、までは求められていない¹⁸⁾。また、A が「訴訟の結果により相続権を害される」状況下にある点では本件 B と同じであり(A の「相続の開始した場合に相続財産を取得できる地位」(四参照)が害される)、この点に人訴法 15 条 3 項、4 項を類推する基礎が見られる。これらの理由から、この例においては、A に共同訴訟的補助参加人としての地位が肯定されるべきである(この場合には、A だけではなく、Y の直系尊属や兄弟姉妹、等もまた、相続人となる可能性がある(民 889 条、等)以上、共同訴訟的補助参加人としての地位が肯定される、と解する)。この例以外に②(1)に当たる場合でも、共同訴訟的補助参加が肯定される、と思われる。

上記①(2)、②(2)については、これらにおいて共同訴訟的補助参加が肯定されるのか、を明らかにすることが、今後の課題である。

●—注

- 1) 小野瀬厚＝岡健太郎編著『問一答新しい人事訴訟制度』（商事法務、2004年）69頁。
- 2) 小野瀬＝岡編著・前掲注1）69頁、梶村太市＝徳田和幸編『家事事件手続法〔第2版〕』（有斐閣、2007年）155頁〔本間靖規、松本博之『人事訴訟法〔第3版〕』（弘文堂、2012年）130頁、等。
- 3) 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増訂版〕』（酒井書店、1965年）407頁、三ヶ月章『民事訴訟法〔第3版〕』（弘文堂、1992年）287頁、新堂幸司『新民事訴訟法〔第5版〕』（弘文堂、2011年）818頁、等。
- 4) 本決定掲載誌解説（判タ1422号66頁）によれば、人事訴訟法施行後の下級審裁判例においても、同法15条の参加人の上訴期間について、旧人訴法下の判例に従い、被参加人の上訴期間に制限していた、とされる。
- 5) 高津環「判解（最判昭和37年）」最判解民事篇昭和37年度（1963年）16頁。
- 6) 山木戸勇一郎「判批（最判昭和37年）」高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2015年）264頁。仮にこれを肯定するのであれば、共同訴訟的補助参加人に独自の上訴期間を認める通説（注3）参照）とは異なる結論を採っていることになる。
- 7) 岡垣学＝吉村徳重編『注解人事訴訟手続法』（青林書院、1987年）325頁〔徳田和幸、本決定掲載誌解説（判タ1422号66頁）参照。旧人訴法下において、ここでの参加人Bの地位は、これを通常の補助参加人と解すべきである、として最判昭和37年に賛成する見解（伊東乾「判批（最判昭和37年）」法研36巻4号（1963年）112頁）が存在した。
- 8) 三ヶ月・前掲注3）282頁、新堂・前掲注3）808頁、等。しかし、補助参加人にも、被参加人の上訴期間とは独立した上訴期間を認めるべきである、との見解が有力に主張されている（上田徹一郎『民事訴訟法〔第7版〕』（法学書院、2011年）561頁、小島武司『民事訴訟法』（有斐閣、2013）786頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2014年）432頁、等）。
- 9) 最判昭40・12・9集民81号355頁は、認知請求事件において、補助参加人の上告期間について、最判昭41・3・4集民82号661頁は、協議離婚無効確認請求事件において、補助参加人の控訴期間について、判示する（いずれも、補助参加人の独自の上訴期間を認めない）が、その事実関係が明らかではないため、本文では紹介しない。
- 10) 判決効が拡張される者であっても、参加人の地位を強化する必要がない場合もある、と指摘するのは、井上治典「共同訴訟的補助参加論の形成と展開」同『多数当事者訴訟の法理』（弘文堂、1981年）150頁。そして、上田徹一郎＝井上治典編『注釈民事訴訟法（2）』（有斐閣、1992年）124～125頁〔井上治典〕は、「この判例〔東京高判昭和50年一筆者〕が補助参加人に独立の上訴期間を認めなかった点には疑問を禁じえないが（中略一筆者）、」「共同訴訟的補助参加の要件を実質的に考えてい

こうとする姿勢は評価できる」、と言う。

- 11) この判旨から、東京高判昭和50年に係る事案において、Aの相続人として、妻のB以外に子が1人以上存在したことがわかる。
- 12) Aの配偶者であるBの相続分は、Aの子の人数が1人以上である限り、その人数によって影響を受けることはない（民900条参照。なお、配偶者の法定相続分は、昭和55（1980）年の民法改正によって引き上げられている。前田陽一ほか『民法VI 親族・相続〔第3版〕』（有斐閣、2015年）221頁、282頁、等参照）。しかし、仮にXが相続人であり、かつXに寄与分が認められる場合には、Bの具体的相続分が修正される（民904条の2）。したがって、Bの共同訴訟的補助参加が必然的に否定されることにはならない、と思われる（寄与分制度は、昭和55（1980）年の民法改正によって新設されたもので（前田ほか・前掲書221頁、等参照）、東京高判昭和50年当時には存在しなかった。しかし、これを肯定する家事審判例が昭和40年代中頃から数多く見られるようになった、との説明がある（栗原平八郎「寄与分制度創設の経緯」太田武男ほか編『寄与分』（一粒社、1998年）4頁））。
- 13) 小室直人「判批（最判昭和37年）」民商47巻2号（1962年）324頁。
- 14) 河野正憲「判批（最判昭和50年）」北九州5巻1号（1977年）114頁。また、最判昭和50年は、控訴審判決（東京高判昭和49年）が、参加人の、共同訴訟的補助参加人としての地位に言及しているにもかかわらず、これを否定する根拠が示されていないことも、批判されている（同113頁）。なお、谷口安平「判批（最判昭和50年）」法セ254号（1976年）144頁は、①だけを批判する。
- 15) 松坂佐一『民法提要 親族法・相続法〔第4版〕』（有斐閣、1992年）206頁。
- 16) 高橋宏志＝高田裕成編『新しい人事訴訟法と家庭裁判所実務』（有斐閣、2003年）53頁〔高田裕成発言〕参照。
- 17) 松本・前掲注2）130～131頁は、「検察官を被告とする人事訴訟以外の訴訟において判決効を受ける第三者が補助参加した場合に、参加人は訴訟の結果により相続権を害される第三者と同じように共同訴訟的補助参加人の地位を取得するか否かについては、明文規定を欠くが、これは、そのような参加人に共同訴訟的補助参加人の地位を認めることの障害とはならない」、と言う。
- 18) 小島・前掲注8）791～792頁参照。

清和大学助教 谷口哲也